

藤原京の「条坊制」

中村太一

はじめに

藤原京の京域と条坊地割については、一九六九年に発表された岸俊男氏の学説が通説の位置を占めている。しかし一九七九年頃から、その想定京域外で条坊地割遺構が検出されるようになり、京域を北にずらした千田稔氏の説や、いわゆる大藤原京説と呼ばれる秋山日出雄、阿部義平、押部佳周の各氏の諸復原案が提示されてきた(図1)。

このような中で、一九九六年に樫原市土橋遺跡や桜井市上之庄遺跡で、諸復原案のさらに外に位置し、なおかつ藤原京の京極を示すと考えられる条坊道路遺構が発掘された。これに触発された筆者は、旧稿「藤原京と『周礼』王城プラン」を『日本歴史』五八二号に寄稿し、10里四方の京域と「10条×10坊」の条坊地割を有する藤原京説を提案した。しかし旧稿は、形式的にも内容的にも中間報告の色彩が強くと、検討不足の面や誤謬を犯した点が少なからずあった。

また旧稿発表に相前後して、ほぼ同様な復原をする小沢毅氏の研究⁽⁹⁾が発表され、その後、黒崎直氏から異なる復原案も提示された⁽¹⁰⁾。そこで今回、旧稿の一部を修正しつつ、藤原京の「条坊制」について再論したい。都城研究は、京域や条坊制の復原のみならず、宮の構造、宅地利用の実態、交通・物流・用排水の問題、都城居住者やその生活などの分析が深化し、それらを総合的に捉える段階になっている⁽¹¹⁾。しかし同時に、条坊制は都城制の根幹を成す制度であり、また藤原京のそれは、依然として議論の余地があると思われる。なお立論の都合上、旧稿の一部が本稿と重複するが、ご容赦願いたい。

まず最初に、本稿で使用する用語を整理しておきたい。都城の名称については、天武朝で造営が開始されたが、様々な事情から中断したものを新城。持統朝で造営が再開され、飛鳥浄御原令制下で運営されたものを新益京。大宝令制下で運営されたものを藤原京と表記する。また条坊制に関す

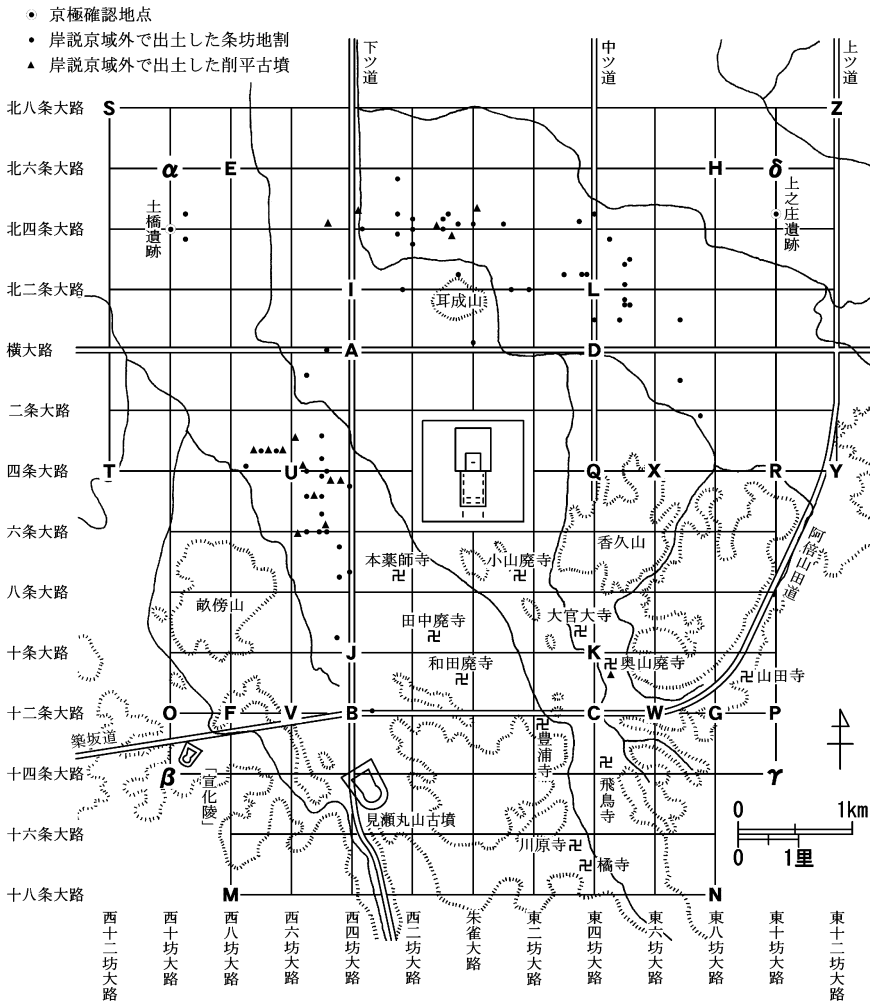


図1 藤原京京域の諸説(条坊呼称は、岸説とその延長呼称による。)

ABCDEF=岸俊男説, EFGH=秋山日出雄説, IJKLM=千田稔説, EMNH=阿部義平・押部佳周説, αOPδ または αOCQRδ=樫原市教委(竹田政敬)説, αβγδ=中村太一・小沢毅説, STUVWXYZ=黒崎直説

る用語では、いわゆる碁盤の目状の地割を条坊地割。○条坊というように、数詞を使用して地番や行政区分を表示する方法を条坊呼称(法)。条坊地割と条坊呼称との組み合わせによって成立するシステムを条坊制とする。そして、地名をもつて坊名を呼称するものは固有坊名と称して、条坊呼称とは区別したい。

なお、藤原京では条坊呼称が存在しないと考えるが、先行研究との整合性を得るために、遺跡の位置を表示する場合などに限って、現在一般的に通用している岸説とその延長による条坊呼称を便宜的に使用する。また、私案による位置表示方法に関するものは、「北第4条」などと「1」つきで示し、平城京以降の条坊呼称とは区別する。

一 藤原京の京域と条坊地割

1 京域の推定

京極遺構が最初に出土した土橋遺跡では、北四条大路と西十坊大路のT字型交差点等が検出されている。そして、北四条大路が西十坊大路以西に検出されない点から、西十坊大路が、藤原宮中軸線から西5里に位置する京極であることが判明した。

次いで京極遺構が検出された上之庄遺跡では、土橋遺跡とほぼ東西対称の位置から東十坊大路が出土した。残念な

2 条坊地割の復原

次に、藤原京の条坊地割を考えてみたい。

平城京以降の都城は、1坊 \parallel 1里四方(16町)が原則になる。これに対して岸氏は、藤原京は1坊 \parallel 0.5里四方(4町)であったと解釈している。これは、喜田貞吉説⁵⁾以来、史料1・2・3を用いて、藤原京を12条 \times 8坊に復原するのが通説であったこと。岸氏が、横大路・中ッ道・下ッ道・阿倍山田道で囲まれる南北6里 \times 東西4里の範囲を京域と考え、その中に12条 \times 8坊を割り付けたからである。

史料1 『養老職員令』左京職条

左京職 右京職准^レ此。管^二司^一。

大夫一人。(中略)亮一人。大進一人。少進二人。大 属 一人。少属二人。坊令十二人。使部卅人。直丁二人。

史料2 『養老戸令』置坊長条

凡京每^レ坊置^レ長一人。四坊置^レ令一人。(後略)

史料3 『令集解』職員令左京職条朱説

朱云。四坊置^レ令一人。是以知。京可^レ有^二十二條^一耳。

四坊置^レ令一人者。假令。有^二大宮等^一雖^レ不^レ足^二四坊^一。猶置^レ令耳。(後略)

藤原京を12条 \times 8坊としてきたのは、史料1・2・3 aから、①左京に4坊担当の坊令が12人いるので、左京の坊

から調査区の関係で交差点は出土しなかったが、この東十坊大路の東側では条坊道路が検出されないことから、東京極と考えられている。

また、土橋遺跡などの西十坊大路や東十坊大路は、北四条大路よりも北に延びている。別の調査では、西三坊坊間路が北六条条間路を越えて北に延びることが判明しており、京域は少なくとも北六条大路まで拡がっていることになる。そして、この北六条大路が北京極と考えられる。なぜなら、秋山氏が指摘したように、北六条大路以南で墳丘が削平された古墳が出土するからである(図1)。北六条大路は藤原宮中軸線から北5里になり、東西京極と同様に、北京極も中軸線から5里の位置に設定されたと考えられよう。

以上のような東・西・北京極は、土橋遺跡を発掘した樞原市教育委員会と見解を全く同じくする。しかし、南京極については、樞原市教委が藤原宮中軸線から南4里とした⁴⁾のに対し、筆者はやはり中軸線から南5里のラインに設定されたと考ええる。この南京極が成り立つ可能性については、旧稿で、朱雀大路が十二条大路よりも南へ延びること、見瀬丸山古墳前部の北端が想定京極に沿って崩壊していることから推測したので、ここでは繰り返さない。

以上の点から、藤原京域は、藤原宮を中心に置いた、10里四方の正方形になると想定される。

数は48坊。②右京も左京に準ずるので、全体の坊数は96坊。

③史料3 aに12条とあるので、1条当たりの坊数は8坊、と計算されるからである。

しかしその後、井上和人が、出土した条坊道路の規模を整理し、岸説奇数大路は偶数大路より狭かった可能性を指摘した¹⁶⁾。これを承けた阿部氏は、岸説偶数大路が大路、奇数大路が条間・坊間路に当たるとし、1坊 \parallel 1里四方で12条 \times 8坊という広大な藤原京を復原した。

また、最近の小沢氏の整理¹⁷⁾によると、藤原京条坊道路の幅員規格は、45大尺(約16メートル)、25大尺(約9メートル)、20大尺(約7メートル)の三段階に集約され、それぞれが岸説の偶数大路・奇数大路・小路で見出せるという。特別に広いとされてきた六条大路も、他の岸説偶数大路と同一規格である可能性が指摘されている¹⁸⁾。

これらの点から、筆者も1坊 \parallel 1里四方と考える。なぜなら、条坊道路の規格を整合的に解釈できるとともに、先の坊令関連規定が、復原私案と一致するからである。

令本文のみを見る限り、実は喜田説以来の計算には矛盾がある。それは、総坊数の中に藤原宮域(岸説では16坊分)が含まれていることである。この16坊を除くと、坊数は80坊になる。そして、史料2に基づいて坊令が4坊ずつ担当すると考えると、坊令は左右京それぞれ10人でよいことに

なり、史料1と矛盾することになってしまふ。

この矛盾を解決するために、史料3bから、宮域を含む条の坊令管轄区域は4坊未満と解されてきた。しかし、これらの解釈や、藤原京が12条に復原される根拠となつてきた史料3については、十分な史料批判が行われてきたとは言い難い。詳しい検討は第三章に譲つて結論だけ述べると、史料3は、藤原京の復原には利用できないと考える。

そこで京城復原私案を基に、1坊11里四方と考へて条坊地割を割り付けると、「10条×10坊」に復原できる(図2)。そして、藤原宮域は4坊分に相当するので、これを除いた坊数は96坊。したがつて、左右京別で48坊になり、4坊×12人と計算できる令本文に一致する。

また、1里間隔の条坊地割を仮定しても、本葉師寺などが大路に南門を開く状況は変わらないことも注目される。これらの点から筆者は、藤原京条坊地割を1坊11里四方で「10条×10坊」に復原する。

なお、現存する令本文は養老令のものであるが、戸令置坊長条(史料2)や戸令取坊令条とほぼ同じ文章が、大化改新詔に見える。しかも、改新詔の一部の語句は、古記から判明する大宝令のものと一致する。したがつて、改新詔の坊長・坊令関連規定は、養老令文に酷似した大宝令を基に述作された可能性が高い。この点から、養老令に

ツ道などを跨ぐことになり、幹線道路の存在を軽視。③調査区の関係から、土橋遺跡の西十坊大路が西京極になるとは断定しきれない、といった点を批判し、新しい見解を示している(図1)。

しかし①の点は、第三章で検討するように、史料3自体に問題がある。まして黒崎説は、南北10条に復原されており、史料3aと矛盾する。一つの史料のうち、一方を採用し、他方を使わないというのは問題があるう。

②については、大和国の幹線道路と、藤原京内の行政区画は、別次元の問題に属すると考えられる。したがつて、坊令の管轄区域が幹線道路を跨いでも構わないと考える。

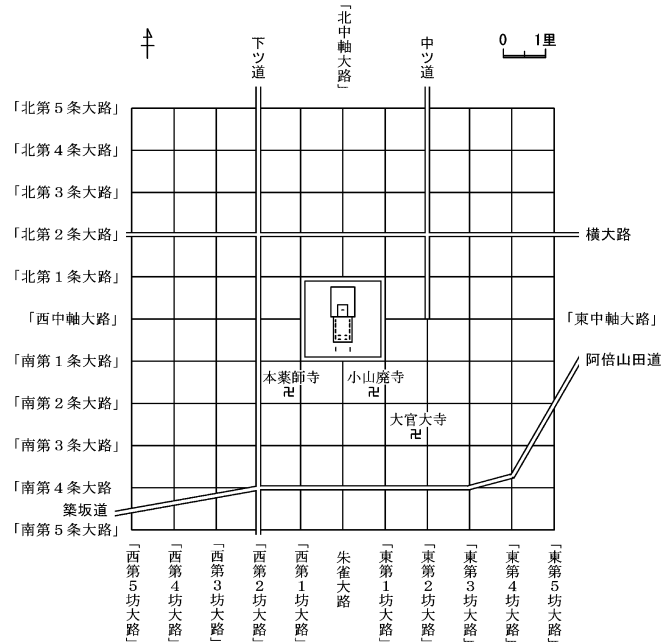
③の点に関しては、土橋遺跡だけでは黒崎氏のような疑問も、あるいは生じよう。しかし、上之庄遺跡でも東十坊大路の外側に条坊地割が出土しなかったことをみると、やはりこれらの大路が京極に相当すると考えられる。

他にも黒崎説には、墳丘が残る古墳の分布と矛盾する北京城の想定や、畝傍山西麓に切り通しがあること(20)から四条大路以南にも西十坊大路が存在した可能性が高い、といった点で疑問が残る。

見える坊令制度は、大宝令でもほぼ同内容であり、藤原京段階に遡るものと考えられる。

この復原案に対して黒崎氏は、①宮域を除いた坊令配置は、史料3bから疑問。②坊令配置が横大路・下ツ道・中

図2 新城・新益京・藤原京の設計(城坊呼称は私案の位置表示方法)



二 藤原京条坊地割の源流と形成

1 条坊地割計画の源流

第一章のように藤原京を復原してみると、『周礼』考工記に見える都城プランとの類似性に気付く。これについては、中央宮闕や「九經九緯」などの一致点、「方九里」との近似を、旧稿で詳しく述べた。要するに、基本的には『周礼』を典拠に藤原京が設計されたと考えられる。

また、何故『周礼』のプランに基づいた計画が採用されたのかについても、日本都城の特質に関する浅野充氏の指摘(21)を踏まえ、『周礼』のプランを模倣することで、中華の都城を実現しようとした。あるいは、藤原京条坊地割が計画された時期は遣唐使の派遣が中断しており、唐長安城の情報を持ち得なかったことなどを、旧稿で論じた。

本稿ではこれらに加えて、東アジア内における類例をあげておきたい。他に『周礼』のプランを実現した都城として、後金(清)が北京入城前に都とした、遼寧省の瀋陽(23)がある。さらに、金の燕京や、それを造り直した元の大都も、『周礼』のプランに相似する。藤原京を含めて共通するのは、いずれも中国周辺の異民族が建設した都城という点である。これは、中国周辺の異民族がより中華たらんと欲し、あるいは他に手本が無く、『周礼』のプランを律儀に実現し

たことによる共通性ではなからうか。

2 藤原京の多元構造

ここでは、藤原京の形成過程について踏み込む前に、設計・造成・建築の各レベルの藤原京の構造と、その相異について整理する。この各レベルの藤原京は、必ずしも一致をみるとは限らないからである。したがって、一口に復原といっても、どのレベルの藤原京を復原するのかが問題になるし、それを明確にしなければ議論が噛み合わなくなる。

設計レベルの藤原京は、宮を中心とした10里四方の京城を有し、内部を1里間隔で区画したものが該当すると考えられる(図2)。これは、坊令関連規定と合致し、条坊地割が造営されなかった丘陵部などを含む現実の姿とは矛盾することから、厳密には設計レベルの構造といえる。

その具体的な設計は、藤原宮が横大路・中ツ道・下ツ道から等距離に位置していることより、この三つの幹線道路から等距離(2里)になる中心点を定めて、2里四方の宮域と、10里四方の京城を決めたと推測される。

造成レベルの藤原京については、図3に推測図を示した。設計との相異は、まず丘陵部で条坊地割が施行されなかったことがあげられるが、これは他の都城でもあり得ること

で、必ずしも藤原京固有の問題とはいえない。藤原京の特徴は、①条坊地割の造営方位に地域的なばらつきがあることと、②倭京の一部を含んだことによって、平地でも条坊地割が貫徹しなかった部分がある点に表れる。

①の点は、方位が異なるように設計したとは思われないから、測量・施工技術の未熟性を示そう。そして、それは結果として、設計と造成に差異を生じさせることになった。

②に関して典型的なのは、小墾田宮推定地と和田廃寺の調査例である。小墾田宮推定地では、七世紀初頭から中頃に造られた庭園や掘立柱建物などが検出され、宮殿か貴族の邸宅と推測されている²⁵⁾。そして、調査地は十二条間路と東二坊坊間路の交差点に当たるともかわならず、その遺構は出土しなかった。藤原京期の状況が判然としないため確かなことはいえないが、条坊地割造成以前からの施設かその跡地が占有していたため、条坊道路が造営されなかったことが考えられよう。

和田廃寺の調査では、七世紀後半に造営された寺院の塔跡などが検出された²⁶⁾。この塔跡周辺には十一条大路が想定されるが、塔が八世紀後半まで存続しており、条坊道路は建設されていない。

これらの例は、十条大路以南の条坊地割が施行されなかった可能性を示すとされてきたが、十二条大路北側溝が検

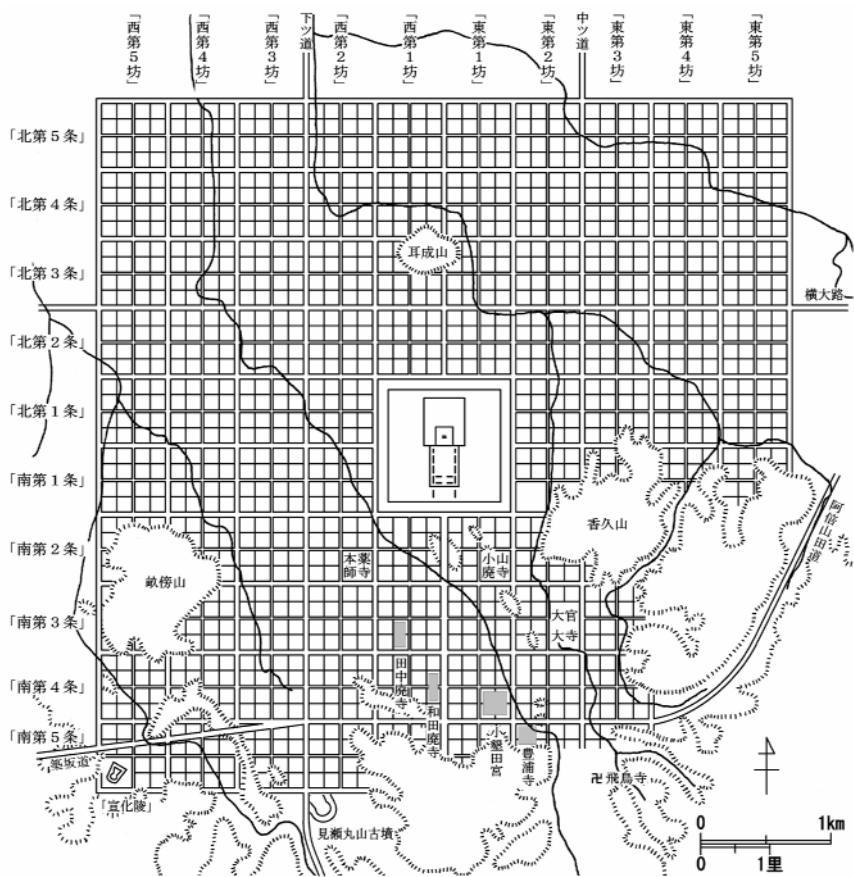


図3 藤原京の推定条坊地割 (条坊呼称は、私案の位置表示方法)

出された²⁷⁾現在では別の解釈が必要であろう。筆者は、条坊地割造成以前から存在していた諸施設が占有していた場合、条坊地割を完全には施行できなかったことを示すと考える。このように考えることで、飛鳥寺周辺が設計京域内に入るにもかかわらず、条坊地割遺構が検出されない理由も理解できよう。もっとも、これらの施設の全てが優先的な土地占有権を有していたわけではないよう、田中廃寺では寺域の西端を削る形で西二坊坊間路が造営されている²⁸⁾。

以上のように、設計レベルと造成レベルの藤原京の間には差異が存在する。これを踏まえれば、橿原市教委との考え方の違いである「南第5条」の問題も解釈できよう。

例えば、橿原市教委が京城を南北9里と考える根拠の一つに、墳丘

が残る「宣化陵」の存在がある。古墳の残存は京の内外を判定する材料になるが、一方で、平城京では「垂仁陵」などの古墳が残り、藤原京でも「綏靖陵」の墳丘が残存する。これらの例から、「天皇陵」とされる古墳は、都城建設でも削平を受けなかったと推測される。また、「宣化陵」の北を築坂道が通過していること²⁹から、藤原京南西隅ということもあり、この付近の条坊地割が築坂道以北までしか施工されなかったのかもしれない。

いずれにせよ古墳残存の問題は、設計と造成の相異として解釈できるように思われる。私案の「南第5条」は、地形上の制約や倭京と重なる土地が多いことから、このずれが最大になったと思われる、結果的に一部分しか造成されなかった可能性が高い。

次に建築レベルの藤原京であるが、宅地に利用されるべき京内に御田・御園が存在することから、設計・造成段階の構想との間に差異が見出される。

『長屋王家木簡』に見える耳梨御田・矢口御園・木上御田などは、藤原京内に比定される³⁰。そして、これらは長屋王が高市皇子から受け継いだ可能性が高く、藤原京段階で既に存在したとみられる。例えば、耳梨御田が耳成山の近辺に比定される一方で、耳成山北麓では山裾まで条坊道路が通じていたことが判明している³²。ということは、条坊地

しておきたい。

岸説藤原京は、複雑な諸資料や諸要素がよく適合する。

しかし、枝葉を取り払うと、その骨格は、①横大路・中ツ道・下ツ道・阿倍山田道に囲郭される南北6里×東西4里の京域に、②1坊 \parallel 0.5里四方(4町)で、③12条×8坊の条坊地割を割り付ける、という三点に集約される。

このうち、坊令配置の計算はとりあえずおくとしても、②の1坊の面積が問題となる。先に見たように、三段階の条坊道路の規則的な配置は、1坊 \parallel 1里四方の条坊地割を明らかに示している。そして、その規格性には、岸説の京内と京外での違いや、時期による変化は認められない。

これを動かない事実と見ると、岸説の①と③は相互に矛盾する条件になる。つまり、①の京域を重視すると6条×4坊という条坊地割になり、③の条坊地割を優先すると南北12里×東西8里という京域になるのである。

まして、第三章で検討するように史料3が藤原京に適用できないならば、岸説藤原京に拘泥する理由はほとんどない。これらの点から、京域の変化を肯定するにせよ否定するにせよ、岸説を止揚した議論が必要と考えられる。

そこで岸説の枠組みを取り払って京域・条坊地割の形成を見ていくと、新城から藤原京まで一貫して「10条×10坊」の設計プランが採用された状況が浮かび上がってくる。ま

割が造成されながらも、御田として利用されたケースが想定されるのである。これも、おそらくは都城建設以前からの土地占有に関わって生じたものと思われる。

この耳梨御田の例は、造成と建築との間にも微妙な違いが存在したことを示唆するもので、この両者の相異にも留意する必要がある。

3 京域と条坊地割の形成

現在の藤原京研究は、条坊地割の復原にとどまらず、その形成過程に踏み込んだ議論がなされている。

まず京域や条坊地割といった形態面に限定すると、諸説は、①岸説藤原京を外京がとりまく(外京説)³³、②岸説藤原京を後に拡大(拡大説)³⁴、③広い範囲の京域・条坊地割を後に岸説藤原京に縮小(縮小説)³⁵、④当初から一貫して大藤原京(大藤原京一貫説)³⁶に大別できる。これらを整理した小沢氏は、①外京説は、外京の位置づけがあいまい、②拡大説は、大藤原京↓岸説藤原京↓大藤原京という複雑な過程を想定しなければならぬ、③縮小説は、岸説京外の条坊地割の廃絶が平城遷都の時期に下るといった問題点を指摘し、「10条×10坊」の大藤原京一貫説を唱えた。筆者もこれを支持するため、細かい検討は避ける。ただ、諸説が、いずれも岸説を取り入れることに対する疑問について付言

ずその下限であるが、坊令関連規定との一致から、大宝令制下まで機能していることが分かる。一方、土橋遺跡では、七世紀後半に整地され、条坊道路や宅地が建設されている³⁷。これに、宮内先行条坊道路の規格や本薬師寺と条坊地割の関連性を考慮すれば、天武朝段階から「10条×10坊」の計画が存在したと考えざるを得ない。

具体的には、薬師寺造営に着手する天武九年頃か、それ以前に設計されたということになる。天武朝の後半期は、天武十年の飛鳥浄御原令編纂開始に相前後して、国号「日本」³⁸や君主号「天皇」³⁹の採用、令制国の設定⁴⁰などが決定され、運用が始められている。都城の計画や建設も、そうした国家体制整備の一環として理解できるのではなからうか。次に造成・建築レベルの形成過程であるが、これを現在のデータで見極めるのは非常に難しい。そこで、諸要素の分析から都城の形成過程を論じた仁藤敦史氏の研究⁴¹を参考に、新城から藤原京に至る諸段階を抽出してみたい。

新城段階では浄御原宮が倭京に位置し、京域が倭京と新城を合わせたものであったという仁藤氏の指摘は重要である。しかし、宮については結果としてそうだったという面が多分にあるように思われる。小沢氏が詳細に検討したように、京の造成は宮の造営に先行するが、宮域は当初から決定されていた可能性が高いからである。むしろ、複都制

の破綻や天武・草壁の死によって、宮内の構造に変更が加えられた可能性はある。しかし、新城の範囲と条坊地割、そして宮域の基本計画は当初から一貫しており、その中途半端さは造営途中の様相で、しかも天武・草壁の死といった半ば偶発的な要因から生じたものである可能性は強い。

一方、藤原宮は『日本書紀』持続四年十月壬申条に、新益京は同五年十月甲子条に、それぞれ初めて見える。したがって、天武朝の基本計画を受け継いだ造営は、この頃に再開されたとみられる。この新益京は、藤原宮を中核とし、宅地賜与・京職設置などを伴った。

新益京城について仁藤氏は、不整形の大藤原京城で構想されたらしいとする。しかし、条坊地割がどの程度完成したかという問題はあるものの、計画自体は不整形ではなかったと思われる。むしろ問題は、持統朝の記事などに単に「京」や「京師」と見える、その場合の京城であろう。左右京に分化していないことが示すように、浄御原令の京職関連規定は、養老令を単純に遡及させて考えるわけにはいかないからである。したがって、新城段階の伝統を引きずって、宮が藤原宮に移されたものの、倭京も京内とされた可能性が残る。『続日本紀』慶雲元年十一月壬寅条に見える藤原京城の最終決定も、倭京部分を捨象し、京城を藤原京に限定したことを示すという解釈もできよう。

がつて凝集化も、その広大な領域性を岸説藤原京に封じ込めるという極端な形で実行されたとは考えにくい。むしろ、倭京を切り捨て、条坊地割の存否で視覚的にも内外が区別しやすい範囲に京城を限定するという方法で、凝集化の第一歩が記されたのではなからうか。

三 条坊制の形成過程

1 条坊制の構造とその成立

第三章では、条坊制の形成過程を検討する。これによって、藤原京の特質を探ると同時に、藤原京の復原に用いられてきた『令集解』職員令左京職条朱説（史料3）の史料批判を行いたい。

金田章裕氏は、条里プランが条里地割と条里呼称法からなり、条里呼称法の成立が条里地割よりも遅れること、条里呼称法が成立する以前は地名によって里名を表示したことなどを指摘した¹²⁾。同様に条坊制も、条坊地割と条坊呼称法をひとまず分離し、成立過程を考えていく必要があるだろう。

史料4 『続日本紀』文武三年正月壬午条

京職言、林坊新羅女牟久売、一産二男二女。賜_二純五疋、綿五疋、布十端、稻五百束、乳母一人_一。

史料5 『平城宮出土木簡』一九二六号

また、新益京という名称が、何を意味したのかも問題となる。新たに益したという意味が、中途で挫折した新城に對するものであれば、その実効性はともかくとして、京城を条坊地割の施行範囲に限定しようという方向性も、あるいは読みとれよう。他方、倭京に對する増設という意味であれば、倭京も京城に含まれていたことになる。

現状では断案とまでは言い難いが、浄御原令制下の京師が依然として倭京城を含んでおり、その意味では不整形であったという可能性を指摘しておきたい。

藤原京段階では、大宝令の施行に對応して、藤原宮の改築、左右京の分化、東西市の設置などが実施される。この藤原京について仁藤氏は、京城の再編が行われ、岸説藤原京に凝集されたとする。しかし、前述のように、岸説藤原京城への縮小はなかったとみられる。

もつとも仁藤氏は、形態面の変化のみを追究したのではなく、内実面を含めた王権による都城形成史の中に、この凝集化を位置づけている。倭京等が広大な領域性・分散性・多元性を有し、それらの克服が課題として存在し、藤原京段階で実行されたとするのである。しかし藤原京は、京内に以前からの施設や御田が存続する、官人が「みやこといなかの両貫性」を有するなど古い要素を引きずっており、分散性や多元性が必ずしも解消されたわけではない。した

・ 関々司前解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿口勝足石許田作人

・ 同伊刀古麻呂 大宅女右二人左京小治町大初上登阿曾弥安人右二我部 鹿毛牡馬歳七 里長尾治郡留伎送行乎

史料4・5は、新益京・藤原京では条坊呼称法が無く、固有坊名で表示されていたことを示すと考えられる。史料4は、新益京段階の状況を物語る。史料5は、平城宮下層の遺構から出土し、「郡」「左京」という記載があることから、大宝令制下の藤原京段階の木簡と判明する。

この藤原京に對して、平城京では、かなり早い時期から条坊呼称が認められる。

史料6 『続日本紀』靈龜二年五月辛卯条（抄出）
始徒_二建元興寺于左京六条四坊_一。

史料7 『銅製太安萬侶墓誌』
左京四条四坊從四位下勲五等太朝臣安萬侶以癸亥年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳

史料6は最も古い年紀を持つ例、史料7は一次史料中の初見例である。この他にも、正倉院文書や平城宮木簡、金石文に数詞による条坊呼称が多数見える。

以上の例から条坊呼称法は、藤原京には存在せず、平城京段階で導入されたと考えられよう。すなわち、条坊地割と条坊呼称法によって成立するシステム―条坊制は、藤原京では未完成ないし未成立であったと考えられる。本稿の

表題を「条坊制」と「」付きにした所以である。

また、条坊制が未成立であるという結論は、藤原京では宅地班給が不徹底であったという仁藤氏の指摘³とも符合する。土橋遺跡に見られる規格的な宅地利用は一定程度の班給の実施を示すが、同時に、従来の宮や宅を追認することも行われている。このことは、位階制原理によって宅地の位置と面積を一律に決めて班給する、という意味での宅地班給制が未完成であったことを示す。そしてこれは、宅地の位置とその地番によつて位階、すなわち天皇との遠近関係を視覚的・数字的に表現する条坊制が、藤原京では存在しなかったことと不可分の関係にあると考えられよう。

次に、条単位の行政区画の成立時期を検討してみたい。平安京では、坊令が「条令」と表記される史料があることや、条に付けられた唐風坊名などから分かるように、条単位の行政区画が存在した。条令呼称は、延暦七年十一月十四日付の「六條令¹⁴」や、天平廿年十月廿一日付の「一條令¹⁵」から、長岡京や平城京でも使用が確認できる。

平城京において、このような条単位の区域を管轄する坊令が存在したことは、『二条大路木簡』中に、条を代表して坊令が署名している例があることから裏付けられる。

史料 8 『平城京長屋王邸跡』二〇五号

その4坊が条を構成することは別問題である。そして、条単位の坊令管轄区域は、条の存在と不可分の関係にある。

藤原京では、先に見たように条坊呼称法が成立しておらず、固有の地名を冠した坊はあっても、条の存在は認められない。このことは、単に条を使つた地番表示が行われなかったことだけでなく、条単位の行政区画が成立していなかったことを示そう。つまり藤原京の坊令は、4坊を管轄すると規定されただけであつたと考えられる。そして、その4坊は、必ずしも東西一列とは限らないと思われる。

このように藤原京では、条坊呼称法や条単位の行政区画が無く、条坊制がいまだ未成立であつたと考えられる。

2 朱説とその問題点

以上の検討を踏まえて、次に『令集解』職員令左京職朱説の史料批判を行いたい。

まず、朱説の成立時期であるが、『令集解』にわずかに先行するという指摘¹⁷があり、九世紀中頃、平安京の時代とすることができ。

また、「坊令十二人」という令本文に付された、「京可レ有¹⁸三十二條一耳。」という注釈（史料3a）は、一つの条に一人ずつ配置する坊令管轄区域の設定方法を自明の理とし、逆算されていると考えられる。この点は、『令集解』戸令取

・左京五条進槐花一斗八升 坊監中臣君足
□小子五人功錢十五文 功別五升

・天平八年六月十四日坊令大初位下刑部舍人造園麻呂

史料 9 『平城宮発掘調査出土木簡概報（二十二）』

・右京三条進礫六斛 乗車貳両 一札比古□□
物部連加保□

・天平八年十月廿三日坊令文伊美吉牟良自

史料 8・9 では、「左京五条」「右京三条」としか記していないことから、これらの条が一つの単位として機能していることが分かる。また、役職を単に「坊令」としている点は、左京五条や右京三条を管轄していることを示す。

これに対して藤原京段階の史料には、条単位の区域を管轄する坊令の存在は確認できない。厳密には不明ということになるが、条坊呼称法が成立する都城と、条単位の区域を管轄する坊令の存在が確認できる最初の都城が、ともに平城京であるのは偶然とは思われない。そこで、条坊制と坊令管轄区域の関係を見てみたい。

岸氏は、条と坊が、左右京↓条↓坊という統轄関係にある行政単位であることを指摘した¹⁶。このうち条を管轄するのが坊令とされているが、令本文は坊令を4坊ずつ配置するとしか規定していない。坊令が4坊を管轄することと、

坊令条朱説に、「坊令一條一人」という文言が見えることから傍証されよう。ところが、先に見たように条単位の坊令配置は藤原京に存在しない。したがって、この注釈は平城京以後、直接的には平安京の制度に基づいて記された可能性が強い。

このことは、文章が、「藤原京では」十二条あつた」ではなく、「京は十二条あるべきだ」となっている点からも裏付けられる。これは、平安京などでは九条までしかないのに対して、本来は十二条あるべきなのだという意味に解釈できよう。つまり、この史料に登場する「十二条」という数値は、机上の計算結果にすぎないのである。

次に、史料3のb部である。この注釈は、平安京などでは1条に一人ずつ坊令が配置された関係上、宮城の東西に隣接する条の坊令が、2坊ずつしか管轄していなかったことを説明していると思われる。つまり、史料3aと同様に、条単位の行政区画が存在する平安京などを前提とした注釈と考えられるのである。したがって、条単位の行政区画が成立していない藤原京に関しては、この注釈を根拠とした復原もできないということになる。

また、この注釈が、冒頭に「仮令」という文言を置いた、仮定文になっていることも注目される。この点からは、平安京型の坊令管轄区域の設定方法が本来の令意とは異なる、

いわば例外的な措置であったというニュアンスが読みとれよう。つまり本来の令意は、宮城を除いて、4坊に一人ずつ坊令を配置するというものであったと思われる。そして、その本来の令意に合致する都城とは、条単位の行政区画がまだ成立しておらず、東西1列以外の坊令管轄区域が設定し得た都城、すなわち藤原京であった可能性が高いと考えられよう。

以上、岸説藤原京等の復原に用いられてきた『令集解』職員令左京職条朱説は、その根拠足り得ないことを示した。それどころかこの史料は、むしろ筆者や小沢氏が主張する、原則として4坊ずつ担当する坊令制度が存在したことを示していると考えられるのである。

3 藤原京内の位置表示方法について

最後に、条坊呼称法が無い藤原京で、遺跡等の位置をどう表示するかという問題について、私見を述べてみたい。現在通用している位置表示方法は、岸説藤原京に基づいたもので、「10条×10坊」の藤原京の位置表示方法としては無原則なものになるからである。

そこで、原則としたのは、①1坊Ⅱ1里四方（16町）とする。②通常の条坊呼称法とは区別する。③条坊制の原則を踏まえた数字を付ける、という三点である。

称については、旧稿では朱雀大路にならって「玄武大路」などと仮称したが、史料に無い名称は誤解の基だと思われるので、本稿では「北中軸大路」など明らかに研究用語と分かる名称にあらためた。この表示方法では、例えば従来の右京七条一坊東北坪は、「右京南第2条第1坊第1坪」となる。

報告書が既に刊行された遺跡をどうするかなど、位置表示方法の転換が一朝一夕にはできないことは承知している。ただ、今後の議論のたき台になるうかとも思うので、以上のような位置表示方法を一つの案として提示してみたい。

おわりに

本稿では、藤原京（の設計）は、10里四方の京城に「10条×10坊」の条坊地割を設定するものであったこと。藤原京では、設計・造成・建築の各レベルに相異点が見出され、復原にあたってはこの違いに留意する必要があること。藤原京の京城と条坊地割の計画は天武朝に遡るが、その実際の造成や京城には、新城↓新益京↓藤原京の各段階があること。藤原京では、条坊地割と条坊呼称法からなる条坊制が未成立であること。これまで岸説藤原京等の復原に用いられてきた『令集解』職員令左京職条朱説は、その根拠足り得ないこと、などを示してきた。最後に、これらを踏ま

①1坊の面積は、繰り返し述べてきたように、藤原京でも1坊Ⅱ1里四方が妥当と考えられる。

②の原則は、本稿で明らかにした条坊制の形成過程から、平城京以後とは区別する必要があると考えたためである。

条という語を使うべきではないかもしれないが、他に適当な用語が思いつかないので、「第〇条」といった用法にしてみた。数字も、平城京以後は史料に基づいて漢数字、藤原京ではアラビア数字を使用することにすれば、さらに区別しやすいかもしれない。表記が煩雑になるので再考の余地があるが、何らかの形で区別する必要があると思われる。

③の数字の付け方については、条坊呼称法が無いので、拘泥する必要はないのかもしれない。しかし、条坊呼称法の原則を正しく適用することに、あえてこだわった。というのは、条の数字は北から南へ割り振るといふ誤解が生まれやすいからである。これに対して、そうではなく、条坊制が天皇との遠近関係を居住地とその地番で示すシステムであることを、正しく提示する必要があると思われる。そこで、条も宮を中心にした表示方法を提案したい。また黒崎氏が危惧する、京城がさらに拡がるという事態が発生しても、この方法ならば対応できるという利点もある。

以上の原則を基に割り当ててみたのが、図2・3に示した位置表示方法である。北・東・西にのびる中軸大路の名

えて、藤原京の特質―未熟性や異質性と、それに関連する平城遷都の背景について述べてみたい。

第一に、造営の不統一性が、各条坊道路の施工方位の相異や、宮城と周囲の条坊道路の方位が微妙に異なることに示されている。これは、施工技术が未熟だったことや、造営過程が複雑だったことに起因すると思われるが、結果的に藤原京が未熟なものになったことは否定できない。

第二に、条坊制と宅地班給制が未成立だったことは、天皇との遠近関係を視覚的・数字的に表す体制が未熟であったことを示している。これは、京内に都城建設以前からの諸施設を内包し、それを追認せざるを得なかったこと、都城としての求心力が弱く、官人が「みやこといなかの両貫性」を有した「こと」なども関連する。したがって藤原京は、天皇の超越性や権力集中を具現する空間として、構造が未熟だったことがいえよう。これは、内部あるいは周辺部に倭京が位置する以上、根本的には解消し得ない。大和盆地北部への都城の移転は、この問題に関わっていたと推測される。

第三に、宮の配置が、平城京以後には全く採用されない中央官闕型であることがあげられる。これは『周礼』を基に設計した結果だが、中華の都城としての存在意義や、宮をめぐる都市環境に関して、問題を惹起したと思われる。

大宝二年派遣の遣唐使が唐長安城を見たことで、長安城と藤原京の構造の違いが問題になり、それが平城遷都の要因になったとする指摘がある。⁴⁸⁾「理想」のプランから転換するのは一見不可解なようであるが、そもその理念は模倣にあるので、プラン自体は二次的な問題といえる。

また、『続日本紀』慶雲三年三月丁巳条には、都市環境の悪化と宮城への影響が記されている。中央宮闕型では、一部の京域の排水が宮城やその近辺を流下する。藤原宮の場合、南面する京域南部からの排水、時には糞尿や屍体が流れ込むわけで、実際のな面はもとより、天皇の体面上も都合が悪かったであろう。

以上の点を総合すると、藤原京は、条坊地割や京内行政制度の施行から日本最初の都城といえるが、同時に、未熟な面も多々認められる都城であったと評価できる。そして日本の都城制は、この藤原京での経験を踏まえて、次の平城京で一応の確立をみると考えることができよう。

註

(1) 岸俊男「京城の想定と藤原京条坊制」(奈良県教育委員会『藤原京―国道一六五号線バイパスに伴う宮城調査』一九六九年所収、のち「緊急調査と藤原京」と改題して『日本古代官都の研究』岩波書店、一九八八年に再録)。

発表した。一方私は、一九九六年五月の土橋遺跡の新聞発表を契機に、

ほぼ同様な復原案を、同年六月一五日に歴史学研究会日本古代史部会六月例会で「藤原京条坊と『周礼』王城プラン」と題して発表し、同年一月に旧稿が掲載された。

(10) 黒崎直「藤原京の京城について」『条里制研究』一三、一九九七年。

(11) 例えば、鬼頭清明『日本古代都市論序説』法政大学出版局、一九九七年。山中章『日本古代都城の研究』柏書房、一九九七年。仁藤敦史『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年。古代都城制研究会実行委員会編『古代都城制研究会第3回報告集 古代都市の構造と展開』一九九八年、など。

(12) 旧稿では、藤原京に条坊呼称法が存在するの用に大路名を付け、「五条野」の地名が条坊呼称に関係する可能性に言及したが、本稿ではこれらを撤回する。

(13) 榎原市千塚資料館「大藤原京右京北六条三坊」『かしはらの歴史をさぐる』二、一九九四年。

(14) 榎原市千塚資料館『平成9年度特別展 藤原京―最近の調査成果より―』一九九八年。

(15) 喜田貞吉「藤原京考証」『歴史地理』二二―二・五、一九一三年。

(16) 井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集Ⅶ』奈良国立文化財研究所学報第四一冊、一九八四年。

(17) 前掲註(9)。「古代都市「藤原京」の成立」。小沢氏の研究は、条坊地割遺構が出土した各遺跡や、条坊道路の幅員の規格性などについて、

(2) 千田稔「歴史地理学における『復原』から『意味論』へ―藤原京を事例として―」(京都大学地理学教室編『地理の思想』地人書房、一九八二年所収、のち『古代日本の歴史地理学的研究』岩波書店、一九九一年に再録)。

(3) 秋山日出雄「藤原京の京城考―内城と外京の想定―」『考古学論叢』四、一九八一年。同「藤原京と飛鳥京の京城考」『地理』二五―九、一九八〇年、など。

(4) 阿部義平「新益京について」『千葉史学』九、一九八六年。

(5) 押部佳周「飛鳥京・新益京」『古代史論集』上、直木孝次郎先生古希記念会、一九八八年。

(6) 竹田政敏・平岩欣太・萩原義彦「土橋遺跡」『かしはらの歴史をさぐる』五、榎原市千塚資料館、一九九七年。

(7) 桜井市文化財協会「上之庄遺跡第4次発掘調査現地説明会資料」一九九六年。

(8) 中村太一「藤原京と『周礼』王城プラン」『日本歴史』五八二、一九九六年。

(9) 小沢毅「古代都市「藤原京」の成立」『考古学研究』四四―三、一九九七年。同「浄御原宮と藤原京の発掘」(木下正史・神野志隆光・吉村武彦編『古代史研究最前線』新人物往来社、一九九八年)。小沢氏は、一九九六年二月に西八坊大路をも越えて条坊地割が広がることが判明したことから、一〇条×一〇坊の藤原京復原案を、同年三月に『奈良県史 第八巻 建築』(一九九八年四月現在未刊行)に執筆し、同年九月二日に古代学研究会月例会で『藤原京』東西京極検出の意義」を

より詳細な検討を行っている。合わせて参照されたい。

(18) 黒崎直「藤原京六条大路の幅員について」『奈良国立文化財研究所年報』一九九六、一九九七年。

(19) 前掲註(10)

(20) 前掲註(14)

(21) 浅野充「古代日本・朝鮮における国家形成と都市」『朝鮮史研究会論文集』三〇、一九九二年、など。

(22) 旧稿では、大宝律令の編纂と並行して藤原京も設計されたと考えたが、本稿ではこれを撤回し、天武朝に設計されたと考える。

(23) 石見清裕氏にご教示いただいた。

(24) 山中章「古代条坊制論」『考古学研究』三八―四、一九九三年(のち「条坊制の変遷」と改題して『日本古代都城の研究』柏書房、一九八八年に再録)。

(25) 奈良国立文化財研究所「小墾田宮推定地の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅰ』奈良国立文化財研究所学報第二七冊、一九七六年。

(26) 奈良国立文化財研究所「和田廃寺の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』五、一九七五年。および、同「和田廃寺第二次の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』六、一九七六年。

(27) 竹田政敏「右京十二条四坊」『大和を掘る―一九九二年度発掘調査速報展一三―』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、一九九三年。

および、同「藤原京十二条大路と山田道」『堅田直先生古希記念論文集』真陽社、一九九七年。

(28) 榎原市千塚資料館「田中廢寺(第3次)」『かしはらの歴史をさぐる』

二、一九九四年。

- (29) 中村太一「大和国における計画道路体系の形成過程」『国史学』一五五、一九九五年(のち『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館、一九九六年に再録)。
- (30) 館野和己「長屋王家木簡の舞台」(宮川秀一編『日本史における国家と社会』思文閣出版、所収)一九九二年。
- (31) 奈良国立文化財研究所「長屋王邸の住人と家政運営」『平城京長屋王邸跡―左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告―』本文編、吉川弘文館、一九九六年、など。
- (32) 前掲註(14)
- (33) 前掲註(3)。および、中井一夫・松田真一「藤原京関連条坊遺構の調査」『奈良県遺跡調査概報一九七九年度』一九八一年。
- (34) 林部均「藤原京の周辺でみつかるとる条坊遺構について」『関西大学考古学研究室開設四拾周年記念 考古学論叢』関西大学、一九九三年。および、相原嘉之「藤原京から新益京へ―その京城をめぐる諸問題―」『文化財学論集』文化財学論集刊行会、一九九四年。
- (35) 楠元哲夫「藤原京の京城」『橿原市 院上遺跡』奈良県文化財調査報告書第四〇集、一九八三年。および、仁藤敦史「倭京から藤原京へ―律令国家と都城制―」『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年(のち『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年に再録)。
- (36) 前掲註(4)。および、前掲註(5)。
- (37) 前掲註(6)
- (38) 石崎高臣「国号「日本」の成立と意義」『国学院大学大学院紀要―

文学研究科―』二六、一九九五年、など。

- (39) 本位田菊士「天皇号の成立とアジア」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアの中の日本史Ⅱ 外交と戦争』東京大学出版会、所収)一九九二年、など。
- (40) 大町健「律令制的国郡制の特質とその成立」『日本史研究』二〇八、一九七九年(のち『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、一九八六年に再録)、など。
- (41) 前掲註(35) 仁藤論文。
- (42) 金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館、一九九三年。
- (43) 前掲註(35) 仁藤論文。
- (44) 『古梓堂文庫文書』(大東急記念文庫現蔵。『平安遺文』一一二、所収)。
- (45) 『中村家文書』『大日本古文书』三一―二六、および『寧楽遺文』七四六、所収)。
- (46) 岸俊男「日本における『京』の成立」『東アジア世界における日本古代史講座』六、学生社、一九八二年(のち『日本古代宮都の研究』岩波書店、一九八八年に再録)。
- (47) 井上光貞「日本律令の成立とその注釈書」(井上光貞・関兎・土田直鎮・青木和夫校注『律令』岩波書店、所収)一九七六年。
- (48) 八木充『古代日本の都』講談社、一九七四年。金子裕之『木簡は語る』(歴史発掘12) 講談社、一九九六年。

(なかむら・たいち 国学院大学非常勤講師)